

令和5年5月9日

保護者 様

湯前町立湯前中学校
校長 新川 晃英

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に移行され、これまで3年余に及んだ感染症との戦いに一つの節目を迎えました。

今後、感染症対策については、感染状況が落ち着いている平時においては、下記のとおり日常的な対応を継続することが基本となります。その上で、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられます。

今後とも、生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の基準

生徒の感染が確認された場合、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止とします。

※生徒が療養を開始する際、検査結果を証明する書類の提出は不要です。

※出席停止の期間を経て、登校する際に陰性証明の提出は不要です。

※発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

2 健康状態の把握について

家庭においては、引き続き生徒の健康状態について把握をお願いします。

なお、学校へ健康チェックカードの提出は不要です。（※健康チェックカードは、今後、感染流行時等に使用する場合がありますので学校で保管します。）

3 感染防止対策について

学校においては、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生、咳エチケットの指導等の対策を行います。

4 マスクの着用について

学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、マスクの着用が推奨される場面においては、生徒へマスクの着用を推奨します。

なお、熱中症対策のため、生徒にマスクを外すよう指導する場合があります。

5 人権への配慮について

感染が判明した生徒やその家族に対する不当な差別や偏見がないようプライバシーを保護し、人権を尊重します。

お問い合わせ 教頭 小西 人美 TEL 43-2022